

既存住宅を改修した場合、一定の要件を満たすと固定資産税が減額される制度があります。対象となる方は、税務課固定資産税担当までご連絡ください。

「耐震改修住宅」「バリアフリー改修住宅」「省エネ改修住宅」
固定資産税の減額について

税務課（内線533）

	耐震改修住宅	バリアフリー改修住宅	省エネ改修住宅
対象となる住宅	昭和57年1月1日以前から所在する居住割合が2分の1以上の住宅	平成19年1月1日以前から所在する居住割合が2分の1以上の住宅(賃貸住宅は除く)	平成20年1月1日以前から所在する居住割合が2分の1以上の住宅(賃貸住宅は除く)
減額を受けるための要件	①平成18年1月1日～平成27年12月31日に改修工事が完了すること ②改修工事に要した費用が30万円以上であること ③固定資産税の納税義務者が、改修工事が完了した日から3か月以内に申告書を提出すること ※申告書に、耐震基準適合住宅証明書を添付してください。	①平成19年4月1日～平成25年3月31日に改修工事が完了すること ②国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事のうち、いずれかが行われていること ア. 廊下などの拡幅 イ. 浴室・トイレの改良 ウ. 手すりの取り付けなど ③改修工事に要した費用の自己負担額(補助金等を除く)が30万円以上であること ④高齢者、障害者などが、⑤の申告の時点で居住していること ⑤固定資産税の納税義務者が、改修工事が完了した日から3か月以内に申告書を提出すること	①平成20年4月1日～平成25年3月31日に改修工事が完了すること ②次の改修工事(アを含めた工事を行うこと) ア. 窓の断熱(必須) イ. 天井等の断熱 ウ. 壁の断熱 エ. 床等の断熱 ③改修工事に要した費用が30万円以上であること ④固定資産税の納税義務者が、改修工事が完了した日から3か月以内に申告書を提出すること ※申告書に、熱損失防止改修工事証明書を添付してください。
減額される額	対象住宅の固定資産税額の2分の1(120㎡に相当する額まで)	対象住宅の固定資産税額の3分の1(居住面積100㎡に相当する額まで)	対象住宅の固定資産税額の3分の1(居住面積120㎡に相当する額まで)
減額される期間	①平成22～24年の改修 ⇒工事完了の翌年度から2年度分 ②平成25～27年の改修 ⇒工事完了の翌年度分	1年間(改修工事が完了した年の翌年度分に限る)	1年間(改修工事が完了した年の翌年度分に限る)
その他	バリアフリー改修・省エネ改修については、耐震改修や新築住宅の減額制度との併用適用はありません。		

「市営特定公共賃貸住宅」の入居者を募集します

都市整備課（内線595）

市営賃貸住宅（特定公共賃貸住宅）の入居希望者を次のとおり募集します。

■入居申込資格

- 世帯全員の所得月額が15万8千円以上48万7千円以下であること。
- 同居を予定する親族がいること。
- いわゆる「暴力団員」でないこと。
- 自らが住むために必要としていること。（転貸不可）

※入居者資格について詳しくは、都市整備課までお問い合わせください。

■選考方法

応募者多数の場合は、抽選によって決定します。

■応募受付期間

6月8日（火）～25日（金）（8時30分～17時15分、土・日曜日を除く）

※受付順は、入居順位と関係ありません。

■応募手続き

都市整備課窓口で申込書を配布します。説明書類をよく読んで、必要書類を窓口へ提出してください。

市営住宅入居者の募集（第2次）について

都市整備課（内線595）

平成22年度第2次の市営住宅入居希望者を次のとおり募集します。

■入居申込資格

- 市内に住所又は勤務場所があること。
- 現在、住む所に困っていること。
- 同居を予定する親族がいること。（今回の募集する住宅は、単身の応募、入居が可能です。）
- 世帯全員の所得月額が、15万8千円、もしくは、21万4千円以下であること。
- 市税を滞納していないこと。
- いわゆる「暴力団員」でないこと。

※入居者資格について詳しくは、都市整備課までお問い合わせください。

■家賃

対象住宅の立地条件等により算定された基礎額から、入居する者の所得に応じて決定します。

■選考方法

住宅困窮度合いにより選考し難い場合は、公開抽選により入居者を決定します。なお、空き戸数がない場合は、補欠入居者として抽選により入居順位を決め、空き家が生じ次第順次入居を決定します。

■応募手続き

都市整備課の窓口で申込書を配布します。説明書類をよく読んで、必要書類を窓口へ提出してください。

■募集対象住宅（市営住宅）

団地・住宅名	門前住宅（中山）	竹之内団地（中山）
形態：空室数	1DK：2	1DK：2
建築年度	H14年	H8年
家賃月額目安	1万3千円～2万円	1万2千円～1万7千円
浴室・トイレ	有	有
駐車場	有	有
その他	電化	電化

※空き状況は、退居者や災害対策により変更となる場合があります。

※家賃は、所得によって変動します。

※入居者資格内における家賃額の幅を標記しています。

※母子、高齢者、心身障害者世帯等については、入居順位の優遇があります。

■応募受付期間

6月8日（火）～25日（金）（8時30分～17時15分、土・日曜日を除く）

※受付順は、入居順位と関係ありません。

■応募手続き

都市整備課の窓口で申込書を配布します。説明書類をよく読んで、必要書類を窓口へ提出してください。

**子ども手当(旧児童手当)を受けている方へ
6月は『現況届』の提出月です**

福祉課(内線539)

**戦没者等のご遺族の方へ
第9回特別弔慰金の請求手続きを受け付けています**

福祉課(内線526)

子ども手当を受けている方は、6月1日(火)〜30日(水)の期間に「現況届」を提出してください。

※現況届の提出が必要な方については、案内文を福祉課から受給者に郵送します。

現況届が提出されていないと、受給資格があっても6月分から手当が受けられなくなるので、届け忘れないようご注意ください。

※左表の受付日に年金加入証明書等の必要書類が整わない場合は、後日提出してください。なお、上記日程以外でも、随時、福祉課で受け付けます。

■現況届受付日程

○本庁地区

受付日	受付時間	対象地区	受付場所
6月11日(金)	9:00~11:00	大平地区	大平地区公民館
	13:30~16:00	中村地区	中村地区公民館
6月14日(月)	9:00~11:00	上野地区	上野地区公民館
6月15日(火)	9:00~12:00	灘町・米湊・上吾川	伊予市市民会館 1階 会議室
	13:30~16:00	湊町・下吾川	
6月16日(水)	9:00~12:00	全地区対象	
	13:30~16:00		
6月20日(日)	9:00~12:00	全地区対象	
	13:30~16:00		

○中山・双海地区

各地域事務所地域支援課で、随時、受け付けます。

■提出期限

6月30日(水)

■対象となる方

公務扶助料や遺族年金等を受けていた方が、平成17年4月1日〜平成21年3月31日に亡くなり、平成21年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等の受給権者がいない場合には、次の順番による先順位のご遺族1人が対象となります。(※前回(第8回)特別弔慰金の受給対象者は、今回対象になりません。)

①平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の「父母」「孫」「祖父母」「兄弟姉妹」

戦没者等と生計関係を有していた方のうち、平成21年4月1日において婚姻していたとしても氏が変わっていない方、又は、同日において遺族以外の方と養子縁組をしていない方に限ります。

④③以外の戦没者等の「父母」「孫」「祖父母」「兄弟姉妹」

※戦没者と生計関係を有していない方や戦没者等と生計関係を有していた

が③に該当しない方

⑤①〜④以外の戦没者等の三親等内の親族

※戦没者の死亡まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■支給内容

額面24万円、6年償還の記名国債

■請求期間

平成24年4月2日まで

※請求期間を過ぎると時効により権利が消滅しますので、請求漏れにご注意ください。

= 6月の市税納期 =

今月の市税の納期は次のとおりです。

	納期限	口座引落日
市民税 県民税 (普通徴収) 第1期	6月30日(水)	6月28日(月)

■問い合わせ

税務課収納担当(内線548・549)

高額医療・高額介護合算療養費制度について

健康保険課（内線545）
長寿介護課（内線559）

世帯内の同じ医療保険加入者が、一年間に医療保険と介護保険の両方に支払った自己負担の合計額が、一定の額を超えた場合、申請により、高額医療・高額介護合算療養費を支給します。ただし、支給額が500円未満の場合は、支給対象外となります。

※支給対象となる被保険者には、通知をしますので、健康保険課で申請をしてください。

■通知対象者

7月31日現在に、国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入しており、支給条件を満たす方

■対象となる計算期間

毎年8月から翌年7月まで

◎対象期間内に市町村を超えて転居したり、加入する医療保険が変更したりした場合には、通知できません。

◎7月31日現在に、他の医療保険に加入している方には、自己負担額証明書を発行しますので、健康

■自己負担限度額

加入している保険	医療保険と介護保険		後期高齢者医療制度と介護保険
	70歳未満の世帯	70～74歳の世帯	
現役並み所得世帯 (上位所得世帯)	126万円 (168万円)	67万円 (89万円)	67万円 (89万円)
一般所得世帯	67万円 (89万円)	56万円 (75万円)	56万円 (75万円)
市民税 非課税世帯	II	34万円 (45万円)	31万円(41万円)
	I		19万円(25万円)

※平成21年度分は、平成20年4月～平成21年7月の期間を()内の金額で計算します。ただし、平成20年8月～平成21年7月の期間で計算する方が有利な場合は、そちらで計算します。

保険課、又は、長寿介護課にお問い合わせください。

行政評価を公開します

行政改革・政策推進室（内線668）

市では、健全で開かれた行政運営を実現するため、行政評価を行ってまいります。行政が実施するさまざまな取り組みについて目的を明確にし、結果や効果の検証を行いながら、現状把握や課題認識を踏まえた今後の取り組みにつなげていく制度です。

6月からインターネット上で前年度の事務事業に関する評価結果

の公開を開始します。7月からは、皆さんからのご意見をお寄せいただく「意見公募」が始まります。※詳しくは、伊予市ホームページ(https://www.city.yoichi.jp)をご覧ください。※市役所と各地域事務所でも7月から評価シートを見ることができ、意見の受け付けを行います。

6月議会

傍聴してみませんか！

本会議は原則として公開されていますので、どなたでも傍聴できます。

6月市議会定例会の日程

月	日	内 容
6	7(月)	本会議 議案上程・提案理由の説明
	10(木)	本会議 1.議案質疑・委員会付託 2.陳情委員会付託
	15(火)	本会議 一般質問
	16(水)	委員会 常任委員会(民生文教委員会)
	17(木)	委員会 常任委員会(産業建設委員会)
	18(金)	委員会 常任委員会(総務委員会)
	21(月)	委員会 常任委員会
	25(金)	本会議 1.委員長報告(質疑・討論・表決) 2.その他

■問い合わせ 議会事務局（内線606・607）

母子家庭の方へ 医療費受給者証の更新手続きをお忘れなく

健康保険課（内線524）

現在、母子家庭の方がお持ちの「医療費受給者証」は、有効期限が6月30日(水)までとなっております。更新手続きをしないまま受診すると、医療費の一部を支払うこととなりますので、必ず手続きをしてください。

■受付期間

6月1日(火)～15日(火)(8時30分～17時15分、土・日曜日は除く)

■受付場所 健康保険課、又は、各地域事務所地域支援課

乳幼児・母子家庭・重度心身障害者 医療費助成制度について

次の条件に該当する方は、医療費の一部負担金の助成制度があります。助成を希望する方は、申請が必要になりますので、健康保険課までお問い合わせください。

※すでに受給者証をお持ちの方は申請の必要はありません。

〈乳幼児の医療費助成制度〉

就学前（6歳に達した日以降における最初の3月末日）までの方

■対象者 児童を監督、保護しており、所得税の納付義務のない方

■持参するもの

○健康保険証

○今お持ちの医療費受給者証

○平成21年分源泉徴収票（コピー可）、又は、平成21年分確定申告書の写し、それ以外の方は平成22年度課税（所得証明用同意書）

○申請書（事前に個人あてに送付します。）

○印鑑

〈母子家庭の医療費助成制度〉

20歳に満たない児童を扶養している母子家庭、準母子家庭の祖母と孫又は姉と弟妹、父母のいない児童。（※家庭主（母親）に所得税が課税されている場合は対象になりません。）

〈重度心身障害者の医療費助成制度〉

身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳判定Aの方、又は、身体障害者手帳3～6級の方で、かつ、療育手帳判定Bの方。

ホフ ステップ 消費者力

「あやしい未公開株」にご注意！

突然の電話で未公開株の購入を持ちかけられ、トラブルに遭う高齢者が全国的に発生しています。

- ◎金融庁や公的機関の職員を装う場合
- ◎高値で買い取るという別の業者が登場する場合
- ◎代わりに購入すればお礼をすると持ちかける場合
- ◎被害を回復してあげると勧誘する場合

未公開株とは、証券取引などに上場していない株のことです。「あなただけが儲かる」のような話はないので、不審な場合はきっぱりと断りましょう。他にも仕組みなどが理解しにくい金融商品には十分注意しましょう。

お問い合わせ・ご相談は、

消費者相談窓口（産業経済課）

専用電話 ☎982-1289

県民総ぐるみで「暴力団」を排除

『愛媛県暴力団排除条例』が

8月1日から施行されます

社会に著しい悪影響をもたらす暴力団を一掃するためには、警察だけでなく、県民が総ぐるみとなった排除活動の推進が必要です。そのため、愛媛県警では、「愛媛県暴力団排除条例」を策定し、8月1日から施行します。

暴力団排除条例の主な内容

- 青少年健全育成のための暴力団事務所対策
 - ・学校・児童福祉施設・公民館・図書館の周囲から200m以内における暴力団事務所の開設・運営の禁止。
- 暴力団員への利益供与の禁止
 - ・暴力団の威力を利用する目的、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等への利益の供与の禁止。
 - ・事業に関する契約について、暴力団を排除。
- 祭礼等からの暴力団排除対策
 - ・祭礼、花火大会、興行等において、暴力団を利用すること、運営に関与させること、みこし等の運行に参加させること、露店を出させることの禁止。

退職(失業)による国民年金保険料免除制度

健康保険課(内線547)

厚生年金に加入している方が退職(失業)すると、国民年金の第1号被保険者となり、市役所の窓口で手続きを行い、月額15,100円(平成22年度)の保険料を納めるようになります。

しかし、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請によって保険料の納付が免除(全額免除・一部納付)できる制度があります。

その際、申請する年度又はその前年度に退職(失業)した方は、「特例免除制度」が利用できます。この特例免除では、通常は審査の対象となる本人の所得の状況を除外して審査が行われます。ただし、配偶者や世帯主に一定以上の所得があるときには、免除が認められないことがあります。

※退職には自己都合退職も含まれます。

【扶養されている配偶者の方】

退職(失業)された方の配偶者も、国民年金の第1号被保険者になりますので、保険料を納めるようになりますが、退職(失業)された方がこの特例免除に該当すれば、

同時に免除申請をすることによって免除が認められます。

■申請の手続き

次のものを持って、健康保険課窓口で申請してください。

- 年金手帳、又は、納付書など基礎年金番号が分かるもの
- 印鑑
- 失業していることが確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票など)

※免除された期間は、10年以内に「追納」をして、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。詳しくは、年金事務所にお問い合わせください。

■問い合わせ

松山西年金事務所
☎92515105

＝ 市内の交通事故状況 ＝

(4月末日現在)

	4月	累計	前年比
発生	22件	63件	-11件
死者	0人	1人	±0人
傷者	35人	85人	-15人

シートベルトを正しく着用しましょう!

＝ 市内の街頭犯罪等発生状況 ＝

(4月末日現在)

	4月	累計	前年比
侵入盗	1件	16件	+4件
自動車盗	0件	1件	-1件
オートバイ盗	3件	4件	±0件
自転車盗	5件	19件	±0件
車上ねらい	4件	15件	+5件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり 地域から

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務(簡易な修理は除く)は、次の当直水道指定工事業者ににご相談ください。

月	日	指定工事業者	電 話
6	5(土)	(有)田中興業 中山	967-0558
	6(日)	(株)佐々木工業所 湊町	983-0450
	12(土)	佐伯工業所 灘町	983-1244
	13(日)	(有)港南設備 稲荷	982-4487
	19(土)	K・シマダ 下吾川	983-6553
	20(日)	(有)協和設備工業 上吾川	983-4185
	26(土)	(有)栄電機設備 中山	967-1318
7	27(日)	(株)伊予設備 米湊	983-4613
	3(土)	岩井水道工業所 大平	983-3066
	4(日)	藤岡工業(株) 上灘	986-0350

※業者への依頼は、8:00~17:00の時間帯にお願いします。
※水道メーターから宅地側の修理は、個人負担となります。

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
危険物 事故は瞬間 無事故は習慣

「危険物安全週間」

6月6日(日)～12日(土)

危険物安全週間の目的

ガソリンや灯油等の危険物は、事業所等において幅広く利用されるときにも、市民生活に深く関係しており、皆さん一人ひとりの危険物に対する安全確保の重要性は一層高まっています。

このため、事業所における自主保安体制の確立を呼び掛け、多くの市民に危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることを目的としています。

「危険物の漏油事故が多発しています」

- ◎危険物を取り扱うときは十分注意し、慣れた作業でも油断せず、慎重に作業しましょう。
- ◎事業所等では、定期的にタンクや送油パイプ等が破損していないか点検を行いましょ。
- ◎少量の危険物でも地面に染み込んでしまうと、時間の経過や降雨により、河川に流れ出て被害を拡大させてしまうことがあります。

伊予消防署 ☎ 982-0657

◎危険物などが河川に流れってしまった場合は、すぐに消防署へ連絡してください。

危険物を取り扱うハウス園芸事業主の皆さんへ

ハウス園芸施設から漏油事故が目立って発生しています。

これらの事故は、施設の老朽化や取り扱いの不注意によるものがほとんどです。日常点検を十分に行い、漏油発生のおそれのある器材は早期に改修するなど、危険物を取り扱っていることを再認識し、事故防止に努めていただきますようお願いいたします。



「消火器のリサイクル」

「廃消火器リサイクルシステム」

平成22年1月から運用開始
消火器を安全に廃棄するため「廃消火器リサイクルシステム」の運用が開始されました。

システムの開始(平成22年1月)以前に製造した消火器を廃棄する場合は、リサイクルシールを排出者が購入し貼付します。システム開始後に製造した消火器は製品の出荷時にリサイクルシール付きで販売しています。

個人の方がリサイクルシステムを利用して消火器を廃棄する場合は、次の3通りとなります。

個人が消火器を廃棄する方法

- ① 特定窓口に改修を依頼、又は、持ち込みをする。(リサイクルシール代以外に運搬費用、保管費用が必要)
- ② 指定引取場所に持ち込みする。(リサイクルシール代が必要。運搬費用、保管費用はかかりません。)

■伊予市管内の火災と救急出場件数(4月末日現在)

種別	4月分			累計		
	火災 件数	本庁	1	2	本庁	3
中山		0	中山		1	
双海		1	双海		1	
救急出場 件数	本庁	111	152	本庁	433	607
	中山	21		中山	85	
	双海	20		双海	89	

火災・救急 → 119	
☎	火災 救急病院 案内 982-5959

③ ゆうパックで回収を依頼する。
(リサイクルシール代、運搬費を含む2,310円が必要。法人の申し込みは不可)

■問い合わせ

特定窓口・指定引取場所・費用など詳しくは、

㈱消火器リサイクル推進センター
☎ 03-5829-6773

(9時～17時、土・日曜日、祝日、年末年始は除く)

ホームページアドレス
(<http://www.ferpc.jp/>)